

第1回伊賀市障害者スポーツ大会開催

障がいのある方が運動を通じ、健康と体力の増進を図り、明るく元気に活動するため、スポーツ大会を開催します。

【とき】10月15日(日) 午前10時～午後3時(受付:午前9時30分～)

【ところ】すば一く阿山(川合 阿山第一運動公園内)

【競技内容】大まり送り・車いす競走・ホールインワン・紅白玉入れ・綱引きなど

【参加資格】

1 市内にお住まいの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方(18歳未満の個人参加については、保護者同伴のこと)

2 市内の福祉施設を利用し、施設から参加する障がいのある方

3 1、2の家族および介護者などの関係者

【申込方法】

団体に所属または福祉施設利用者の方は、団体または施設を通じてお申し込みください。

個人で参加される方は、直接お申し込みください。

【申込期限】10月6日(金) 期限厳守

【申し込み・問い合わせ】

本庁高齢障害課

☎22-9656 FAX22-9662

伊賀市社会福祉協議会

☎21-5866 FAX26-0002



10月1日は「浄化槽の日」

昭和60年10月1日に「浄化槽法」が全面施行されたことにより、この日が「浄化槽の日」とされました。

浄化槽は、わたしたちの家庭のトイレ、台所などからの汚れた水を、微生物の働きを利用してそれぞれの家庭できれいにするものです。

このため、浄化槽の使い方や維持・管理に問題があると、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、近隣への迷惑、川や海の汚濁の原因となりかねません。

浄化槽は、清掃(年1回以上)、保守点検、法定検査(年1回)を行う必要があります。

この「浄化槽の日」を機に、ご家庭の浄化槽が適正に維持管理されているか、ご確認をお願いします。

【問い合わせ】

本庁下水道課 ☎22-9821 FAX22-9836



自賠償保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人補償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。(自動車損害賠償保障法)

特に、車検制度のない250cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を!

なお、自賠償制度の詳しい内容は、国土交通省ホームページ

(<http://www.jibai.jp/>)
でご覧いただけます。

【問い合わせ】

本庁市民生活課
☎22-9638



●●外来生物を飼っているみなさんへ●●●

外来生物は、人間生活と密接にかかわりを持っています。その問題は、日常生活に密着した問題ですので、皆さんの理解と適切な対応が求められます。

外来生物問題を引き起こさないための「外来生物被害予防三原則」を守りましょう。

【問い合わせ】本庁環境政策課 ☎22-9637

外来生物被害予防三原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために～



- 1 入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

